

第16回大阪地区渋滞対策協議会

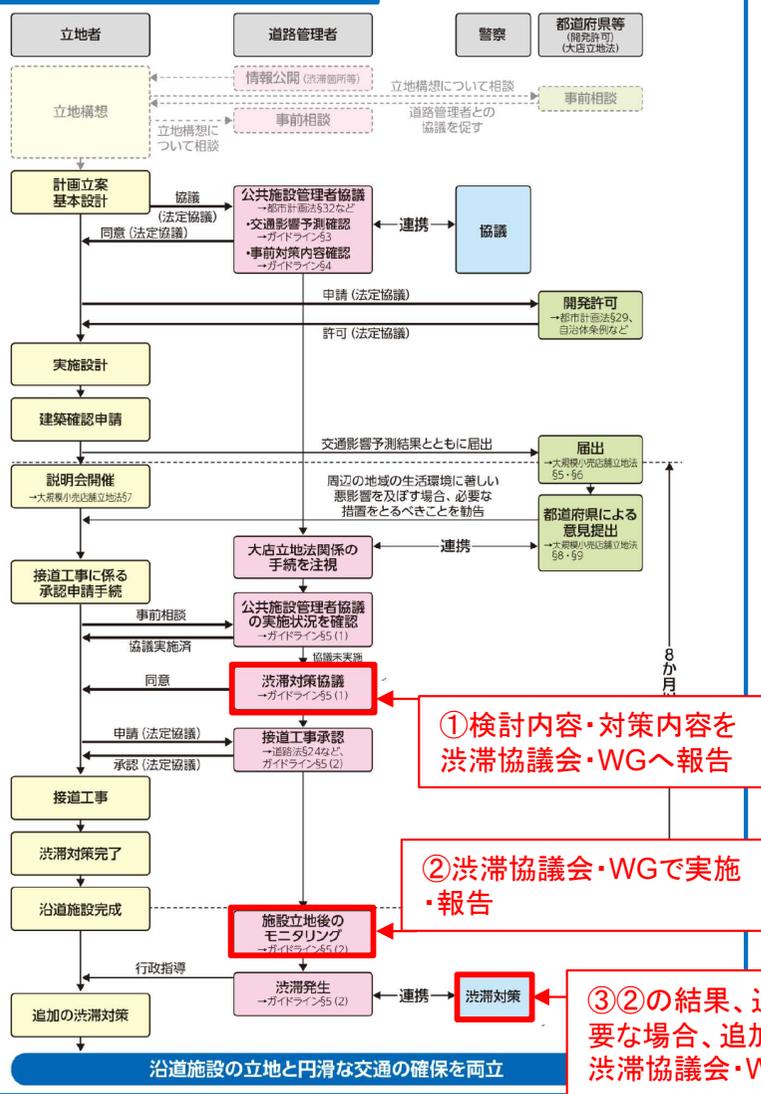
【道路交通アセスメント制度の運用について】

令和7年7月29日

1. 道路交通アセスメント制度の運用について①

- 令和2年1月より、重要物流道路における円滑な交通の確保を図るため、施設立地者に対して、道路交通アセスメントの実施を求める「道路交通アセスメントガイドライン」の運用を開始。
- 大阪地区渋滞対策協議会における「道路交通アセスメントガイドライン」に対する「運用方針（案）」の確認を行う。
- 渋滞対策の検討内容、対策内容を渋滞協議会・WGへ報告し、事務局で実施したモニタリング結果を渋滞協議会・WGへ報告。追加対策が必要であれば、対策内容を渋滞協議会・WGに諮るものとする。**

交通アセスメントの流れ



交通アセスメントの概要

- **立地者は、建築施設の影響による、渋滞予測等を行い、必要に応じて渋滞予防対策を実施するものである。**
- **道路管理者は、施設立地後に交通モニタリングを行い、渋滞が発生していれば、追加対策の行政指導を立地者に行う。**

ガイドラインの概要

【対象施設】

重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。

- 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)
イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの(集合住宅を除く。)
- 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要とされていること
- 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること**
- 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

【交通影響予測】

対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。

【渋滞対策】

交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

【対象施設の立地後の対応】

立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。

出典)「重要物流道路における交通アセスメント実施の技術運用マニュアル 令和元年8月 国土交通省道路局」より抜粋

1. 道路交通アセスメント制度の運用について②

- 大阪地区渋滞対策協議会での「道路交通アセスメントガイドライン」に対する運用を下記の運用方針（案）のとおり、実施する。
- また、運用開始時期は、R7年10月1日を想定。
- 本日は、地域WGでの意見、運用開始時期について報告。

■ 渋滞対策実施事例

◆ 対策・検討実施者：施設立地者

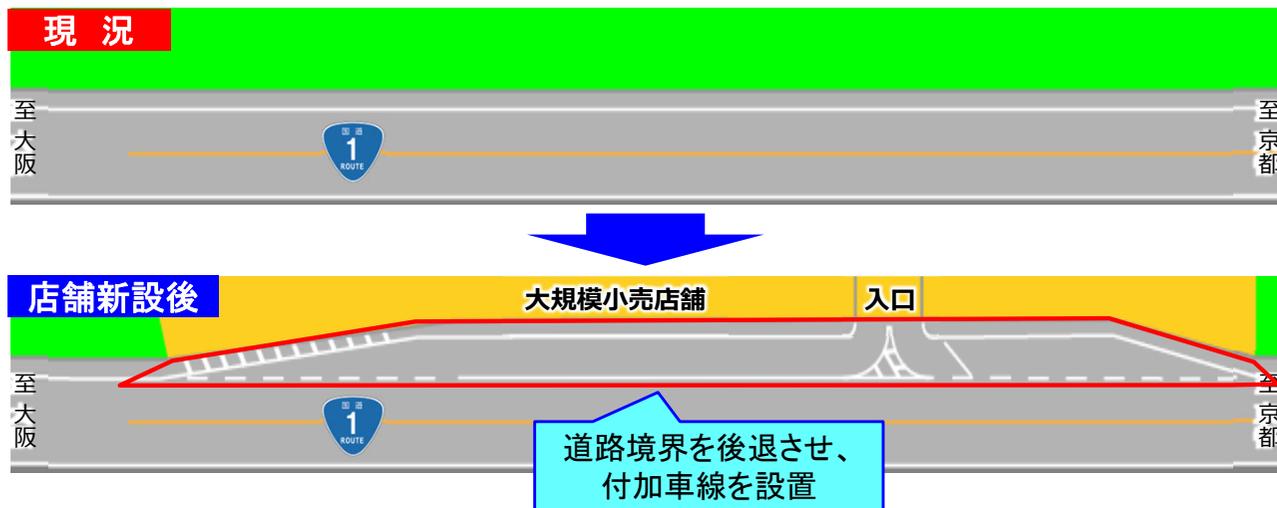
◆ 検討内容：

- ① 店舗立地に伴う交通量の増加を加味した、周辺主要渋滞箇所での交差点需要率計算
- ② 店舗への車両出入りに伴う、国道への交通阻害の影響検討

◆ 対策内容

・減速・加速が可能な付加車線（左折導入路）を設置。

→後続車両に影響を及ぼさないよう対策を実施。



■ 運用方針（案）

- ① 「対策の検討内容」、「対策内容」を、渋滞対策協議会、地域WGに報告する。
- ② 事務局は、対策内容の効果検証結果として、対象施設の立地前後の交通状況をETC2.0プローブデータ等を用いて分析し、渋滞対策協議会、地域WGに諮る。
- ③ ②の結果、追加で対策が必要な場合は、追加の対策内容を渋滞協議会・WGに諮る。
- ④ 本運用は、「道路交通アセスメントガイドライン」を運用している道路管理者を対象に適用する。

■ 今後のスケジュール

R7.2.21,26,27 : R6年度地域WGにおいて、「運用方針（案）」を意見聴取 → 意見なし

R7.7.29（本日） : R7年度渋滞対策協議会において、上記の対応、地域WGの意見、運用開始時期を報告

R7.10～ : 道路交通アセスメントの対策報告および効果検証実施に関する運用を開始